

## 聖路加国際病院院長任用細則

### (目的)

第1条 この細則は、聖路加国際病院院長任用規程（以下「規程」という）に基づき、院長任用の詳細に関し、必要な事項を定める。

### (院長候補者選出および理事会承認手続)

第2条 規程第5条の規定による院長候補者の選出は以下の手順とする。

- (1) 規程第5条第1号の規定による場合は、任期満了年度の5月に開催する理事会において、院長推薦委員会（以下「委員会」という）を設置し、委員会の審議を経て、9月または2月の理事会において規程第3条に定める審議のうえ、任期満了30日前までに承認しなければならない。
  - (2) 規程第5条第2号または第3号の規定による場合は、事由の生じた日から30日以内に、理事会において委員会を設置するとともに、すみやかに委員会の審議を経て、理事会において規程第3条に定める審議のうえ、承認しなければならない。
- 2 前項の院長候補者は、委員会において院長候補審議対象者より選出し、理事会に推薦するものとする。
  - 3 前項において、院長候補審議対象者が複数名の場合は、2名以上に順位を付して理事会に推薦しなければならない。
  - 4 第2項の選出に際し、投票による場合は、議長は投票に加わらないものとし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

### (法人外部委員の要件)

第3条 規程第6条第1項第4号に定める法人外部の委員は、当院と利害関係のない者とし、以下の基準のうちいずれかを満たす者とする。

- (1) 病院管理及び医療に係る安全管理に関する見識を有する者
- (2) 法律に関する見識を有する者

2 前項の定める利害関係のない者は、以下のすべての要件を満たした者とする。

- (1) 委員就任時において、過去10年間に法人と雇用関係に無いこと。
- (2) 委員就任時において、過去3年間に年間50万円超の寄附金・契約金等を法人から受領していないこと。
- (3) 委員就任時において、過去3年間に年間50万円超の寄附を法人に対して行っていないこと。

### (委員会の成立要件)

第4条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 前項において、規程第6条第1項第4号に定める委員の出席がなければならないものとする。

### (院長候補審議対象者の推薦)

第5条 委員会は、院長候補審議対象者を公募により受け付けるものとする。

- 2 前項の公募への応募は、委員会委員または学校法人聖路加国際大学理事もしくは評議員のいずれかによる推薦人1名を必要とする。

- 3 前項において、推薦人は推薦人本人の配偶者および3親等以内の者を推薦することはできない。
- 4 第2項における推薦は、あらかじめ院長候補審議対象者の同意を得なければならない。
- 5 委員会は、院長候補審議対象者から以下の書類の提出を求める。当該書類の提出期限等は委員会で定める。
  - (1) 推薦書（推薦理由を含む）
  - (2) 略歴書
  - (3) 適格要件確認書
  - (4) 所信表明書
- 6 委員会は、前項で定めた書類に基づき審査し、院長候補審議対象者と面談を行う。
- 7 第2項において推薦された院長候補審議対象者が、委員の配偶者および3親等以内の者または特別の利害関係者となる場合は、当該委員は審議に加わることができないものとする。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、次期院長が任命されるまでとする。

- 2 規程第6条第4項により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は法人事務局とする。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長が行う。

附則

1. 制定：2016年6月29日（第2条にかかわらず、2017年3月末任期満了の院長の任用については、2016年9月の理事会において院長推薦委員会を設置する。）
2. 改定：2019年9月13日（第3条・法人外部委員の要件。第4条・委員会の成立要件）
3. 改定：2020年6月23日（第5条・院長候補審議対象者の推薦）